

都立病院改革本部設置要綱

(設置)

第1条 病院経営本部における自律改革の進行管理や都立病院の改革を推進するため、都立病院改革本部（以下「改革本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 改革本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 病院運営における実態調査及び評価、並びに自律改革における課題の整理及び改善策の検討に関すること。
- (2) その他改革本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 改革本部は、改革本部長、改革副本部長及び改革本部員をもって組織する。

- 2 改革本部長は、病院経営本部長をもって充てる。
- 3 改革副本部長は、病院経営本部経営企画部長をもって充てる。
- 4 改革本部員は、別表に定める者をもって充てる。
- 5 改革本部員は、事前に改革本部長の許可を得た場合は、代理の者を委員会に出席させることができる。

(会議)

第4条 改革本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 改革本部長は、会議の開催に当たっては、案件に応じ、別表の改革本部員のうち必要な者を招集するものとする。
- 3 改革本部長は、必要があると認めるときは、改革本部員以外の者に対し会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。
- 4 改革本部長が出席できない場合は、改革副本部長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 改革本部に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、病院経営本部経営企画部総務課において担う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、改革本部の運営に関し必要な事項は、改革本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表（改革本部員）

（経営企画部）

経営戦略担当部長
政策調整担当部長（兼務）
総務課長
財務課長
職員課長

（サービス推進部）

サービス推進部長
事業支援課長

（病院）

広尾病院院長
広尾病院事務局長
大塚病院院長
大塚病院事務局長
駒込病院院長
駒込病院事務局長
墨東病院院長
墨東病院事務局長
多摩総合医療センター院長
多摩総合医療センター事務局長
神経病院院長
神経病院事務局長
小児総合医療センター院長
小児総合医療センター事務局長
松沢病院院長
松沢病院事務局長